

平成24年2月23日

関係者のみなさまへ

株式会社 西日本住宅評価センター

確認検査業務に関する監督命令処分について

弊社は平成24年2月22日国土交通省から、下記の理由により指定確認検査機関として監督命令を受けることとなりました。

理由：建築物※の庇が建築基準法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線を越えていることを、担当した確認検査員が見逃した（道路の境界線が不明確であったにもかかわらず、十分な確認を行わなかった）ことから、建築物が建築基準法第44条第1項の規定（道路内の建築制限）に適合しないことを看過し検査済証を交付した。

※木造戸建住宅(愛知県岡崎市) H20. 1. 23検査済証交付

また、当該検査員に対して平成24年3月16日から平成24年4月15日までの1ヶ月間、確認検査員としての全ての行為について業務禁止処分となりました。

ご関係の皆様におかれましては大変なご迷惑、ご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては今回の処分を真摯にうけとめ、社員全員一丸となって再発防止ならびに信頼回復に取り組んでまいりますので、何卒引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。